

令和7年度 指定特定相談支援事業所等運営指導の結果一覧

(1) 運営指導を実施した事業所数

実施年度	対象事業所数 (実施年度末日時点)	実施件数
令和5年度	5	1
令和6年度	5	2
令和7年度	5	2

(2) 令和7年度の項目別の指摘事項・注意事項の件数

※指摘事項：改善報告を求める文書レベル

注意事項：改善報告を求めない口頭レベル

指 導 項 目	指導件数	
	指摘事項	注意事項
第1 基本方針		
第2 人員基準		
1 従業者		1
2 管理者		
3 労務管理		
第3 運営基準		
1 内容及び手続の説明及び同意		1
2 契約内容の報告等		
3 提供拒否の禁止		
4 サービス提供困難時の対応		
5 受給資格の確認		
6 支給決定の申請に係る援助		
7 身分を証する書類の携行		
8 相談支援給付費の額等の受領		
9 利用者負担額に係る管理		
10 相談支援給付費の額に係る通知等		
11 具体的取扱方針	1	3
12 利用計画等の書類の交付		
13 相談支援対象障害者等に関する市町村への通知		
14 管理者の責務		
15 運営規程		1
16 勤務体制の確保等		
17 業務継続計画の策定等		
18 設備及び備品等		
19 衛生管理等		
20 掲示等		2
21 秘密保持等		2
22 広告		
23 事業者等からの利益收受等の禁止		
24 苦情解決		
25 事故発生時の対応		
26 虐待の防止		
27 会計の区分		
28 記録の整備		1
第4 その他		
1 電磁的記録		
2 電磁的方法		
第5 変更の届出		
1 変更、再開の届出		1
2 廃止、休止の届出		
第6 相談支援給付費の算定及び取り扱い		
1 基本的事項		
2 各種加算・減算		
計	1	12

## (3) 令和7年度指導事例

項目	指導内容	指摘	注意
第2 人員基準			
1 従業者	相談支援専門員について、現任研修の受講漏れにより、一時的に資格を失っていた事例がありました。 相談支援専門員の資格を維持するためには、5年ごとの現任研修の受講が必須です。ついては、各自の有効期限を改めて確認のうえ、受講漏れがないよう、計画的に更新手続きを進めてください。		1
第3 運営基準			
1 内容及び手続の説明及び同意	重要事項説明書に必要な事項が不足していましたので修正してください。 【不足事項】 ・事故発生時の対応		1
11 取扱方針	サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の交付日が確認できませんでした。利用者及び担当者に交付した記録を残すようにしてください。		1
	サービス等利用計画（本計画）は、支給決定及びサービス担当者会議を経たうえで作成すべきところ、支給決定日又はサービス担当者会議開催日より前に作成されている事例が確認されました。手順を遵守し、手順に沿った実施状況が確認できるよう、関係書類を適切に作成・保存してください。		1
	モニタリングは、規定されたモニタリング期間ごとに実施する必要がありますが、事業所の業務繁忙を理由にモニタリングが未実施となっている事例が散見されました。今後は、規定された期間ごとに居宅等を訪問してモニタリングを実施してください。また、モニタリング報告書とあわせて、モニタリングの実施年月日及び実施場所を業務記録等に明記し客観的に確認できるようにしてください。なお、やむを得ない理由等によりモニタリング実施月を変更する場合は、事前に市へ届出を行うよう徹底してください。	1	
	あらかじめ決められたモニタリング月にモニタリングを実施する必要がありますが、本人が入院中という理由により、決められた月にモニタリングを実施できていない場合があります。また、市へ報告がされていませんでした。入院中であっても、家族への聞き取り等できる限りモニタリングの実施に努めてください。また、やむを得ずモニタリング月を変更する際は、市へ報告をしてください。		1
15 運営規程	運営規程に記載すべき事項として、地域生活支援拠点として位置付けられている旨の記載が不足していました。 指定計画相談支援事業所が市により地域生活支援拠点として位置付けられている場合は、運営規程にその旨を明記することとなっていますので修正してください。		1
20 掲示等	事業所の見やすい場所に重要事項等の掲示はありましたが、掲示内容に不足がありましたので、追加して掲示してください。 【不足内容】 ・基本相談支援及び計画相談支援（障がい児相談支援）の実施状況		2
21 秘密保持等	個人情報提供の同意書に、家族の同意欄がありませんでした。 サービス担当者会議等において家族の個人情報を使用する際には、あらかじめ文書により家族の同意が必要となりますので、同意欄を改善してください。		2
28 記録の整備	サービス担当者会議において、利用者本人が出席したにもかかわらず、出席者欄に利用者氏名が記載されていませんでした。 サービス担当者会議は原則として利用者が参加し、その記録を残すことが求められます。もし利用者が欠席する場合は、その理由も併せて記載するようにしてください。		1
第5 変更の届出			
1 変更、再開の届出	運営規程の変更届出がされていませんでした。 運営規程に変更があった場合には、変更があつてから10日以内に届出をしてください。		1